道の駅導入可能性調査業務に係る
公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

1　企画提案書の作成方法

企画提案書は別紙、道の駅導入可能性調査業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を十分に踏まえた上、次の事項に従って提出すること。

(1)　記載内容

ア　業務理解及び実施方針

本業務の目的及び多岐にわたる調査・検討内容を十分に理解し、各調査・検討に必要な専門性を備えた技術者の配置や役割分担、業務工程等を示すこと。また、各業務の関連性や検討結果の活用方法を踏まえ、道の駅の事業成立の可能性を判断するための成果が得られるよう、各業務の実施時期及び業務全体の進め方を論理的かつ具体的に示すこと。

イ　需要調査及び道路・交通条件の整理

道の駅の導入可能性を検討するため、道路利用者、地域住民、観光客等の多様な利用者を想定した道の駅の需要調査について、使用するデータや分析手法について具体的に記載すること。また、国道１６３号との接続可能性や周辺交通への影響、関係機関との協議等についても検討方法を記載すること。

ウ　導入機能及び規模の検討

需要調査の結果や地域特性を踏まえ、公共的機能と民間収益機能の組合せや施設規模等が異なる３ケース程度の設定基準について記載すること。また、各ケースの導入効果や課題、施設構成、概略配置等の比較検討方法についても記載をすること。

エ　概算事業費の算定、事業スキーム及びVFMの検討

各ケースの概算事業費について、類似施設の整備事例や概算単価等を活用した算定方法を示し、建築、外構、駐車場、設備、基盤整備等の算定対象範囲や費用負担の考え方、事業費の変動要因を整理し、事業費の過小評価を防ぐ工夫を示すこと。また、複数の整備・管理運営手法について、行政と民間事業者の役割分担、費用負担、収益性等を比較する方法を記載すること。また、各ケースの公的財政負担やVFMについて、算定条件とその根拠を示し、試算結果を比較・検証する方法について記載すること。

オ　民間事業者等へのサウンディング調査

多様な事業者の意見を把握するための調査対象の選定方法、調査事業者数や、参入意向、収益性、事業成立に必要な条件等を把握するための調査項目を示すこと。また、調査結果を事業モデルの検討等に反映する工夫を示すこと。

カ　地域経済波及効果の試算

各ケースの地域経済波及効果について、使用する基礎データ、分析対象地域、前提条件及び算定方法を具体的に記載すること。また、試算結果の根拠やケース間の違いを検証できる方法についても記載すること。

キ　成果の取りまとめ

各調査結果の関連性や整合性を確保し、事業化の方向性を判断するための資料としてわかりやすく取りまとめる工夫を記載すること。

ク　追加提案

仕様書に明記されている内容以外に、本業務の目的に資する追加提案の内容を記載すること。

(2)　注意事項

ア　副本の企画提案書及び工程表には提案者名を記入しないこと。

イ　企画提案書は日本工業規格Ａ４とする。

ウ　企画提案書のページ数は表紙、目次、工程表を除いて１０ページ以内で簡潔に記載すること。

エ　本業務の各工程のスケジュールを明確にした詳細な工程表を作成すること。工程表については日本工業規格Ａ３片面１ページ（任意様式）で作成し、企画提案書の後ろに併せて提出すること。

オ　カラーでの作成を認める。

カ　文字フォントサイズは１０．５ポイント以上とする。ただし、図表内の文字には適用しないが、読みやすいフォントサイズを選択すること。

キ　複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。

ク　正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、正本と副本とが識別できるよう提出すること。

ケ　本業務の各工程のスケジュールを明確にすること。

２　参考見積書

(1)　消費税および地方消費税を抜いた金額と、消費税および地方消費税１０％を合計した金額が分かるように記載すること。

(2)　参考見積書には、「内訳書」を添付すること。なお、内訳書は、別紙「道の駅導入可能性調査業務仕様書」の「３．業務内容」の小項目（１～１４）に対応する経費が分かる形で作成すること。

(3)　独自提案がある場合は、見積金額及び内訳に含めること。

(4)　参考見積書は受託候補者に選定された場合の契約額を確約するものではない。また、参考見積書の合計金額が「２．業務に要する費用（予定価格)」を超えた場合は失格となるので、注意すること。

３　提出書類・部数

道の駅導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領「５　企画提案書等の作成及び提出」に定めるとおりとする。

４　その他

(1)　企画提案書の作成及び提出にかかる費用は、提案者の負担とする。

(2)　提出後の企画提案書の変更、撤回および返却は認めない。

(3)　企画提案書は、本プロポーザル以外には提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。

５　提出期限

(1)　提出期限　令和８年１２月７日（月）１５時まで（必着）

(2)　提出場所　生駒市役所 経営企画部 企画政策課
（〒６３０－０２８８　奈良県生駒市東新町８－３８）

(3)　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kikaku@city.ikoma.lg.jp

(3)　提出方法　原本は持参又は郵送により、電子データは(3)メールアドレスへの電子メール送信により提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。